

入院時食事療養費に関して

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8:00/昼食 12:00/夕食 18:00）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額 [1 食あたり]

区 分	令和 7 年 4 月 1 日～
① 一般の方	510 円
② 住民税非課税世帯の方	240 円
③ 住民税非課税世帯で過去 1 年間の 入院日数が 90 日を超える方	190 円
④ ②③のうち、所得が一定基準に 満たない方など	110 円